

平成21年8月7日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課 リサイクル推進室 御中

「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る
中間取りまとめ（平成22年度入札に向けた取りまとめ（案）」に対する
意見の提出について

【氏 名】 (財)食品産業センター 理事長 西藤久三
(担当：環境委員会 事務局 中井義兼)
【住 所】 〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル3階
【電話番号】 03-3224-2384
【FAX 番号】 03-3224-2398
【メールアドレス】 y-nakai@shokusan.or.jp
【意見内容】

食品業界は、容器包装リサイクル制度の発足以来、最優先課題の一つとして、食品容器包装の排出抑制に取り組むとともに、(財)日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協会」という。）に容器包装廃棄物の再商品化を委託し、その円滑なリサイクルの実現に寄与してきたところであります。

また、環境問題に関する啓発活動等、食品企業に課せられた社会的責任を果たし、資源循環型社会の形成に貢献してまいりました。

周知のように、容器包装リサイクル制度においては、再商品化義務を負っているのは特定事業者であり、再商品化のあり方については、とりわけ特定事業者の意向が適切に反映されることが円滑な制度運営を確保する上で、重要と考えます。

ところで、平成20年度に特定事業者が再商品化のために支払った費用は、400億円を超え、そのほとんどをプラスチック製容器包装が占めておりますが、そのリサイクルは、コストも高く、質の面でも問題なしとしない状況にあります。

このため、プラスチック製容器包装のリサイクルについては、今後、再商品化手法のあり方、とりわけ「材料リサイクル手法の優先的取扱い」に関して、基本的に見直す必要があると考えられます。

こうした観点から、食品製造事業者の全国団体である当センターとしては、本年夏以降の合同会合において、中長期的な課題の検討に際し真摯な議論が交わされることを期待しているところでありますが、「材料リサイクル手法の優先的取扱い」等についての現段階での当センターの見解は、次のとおりであります。

1 総論

(1) プラスチック製容器包装の再商品手法については、資源代替性、環境負荷低減

性、及び経済性等の様々な要素を勘案して、選択することが求められるが、資源代替性、環境負荷低減性の面で、材料リサイクル手法を優先的に取り扱う明確な根拠が明らかでない状況の下では、再商品化の経済性・効率性を基本とすべきであると考えられる。

このため、「材料リサイクル手法の優先的取扱い」については、「激変緩和措置」は講じつつも、出来る限り早急に撤廃すべきである。

なお、「材料リサイクル手法の優先的取扱い」を維持したまま、材料リサイクルの質の向上を図ろうとすれば、現行に比し一層煩雑な分別排出・分別収集を余儀なくされる惧れがある。このため、本制度の運営に要する費用の最終的な負担者である消費者の納得を得ることが困難であることにも配慮する必要がある。

(2) 平成22年度入札に向けた取り組みのうち、「優先枠を市町村申込み量の50%とする」等の措置については、22年度限りの暫定措置としては止むを得ないものと考ええる。

一方、「総合的な評価の導入」については、その詳細は明らかとなっておらず、今後の容リ協会の検討に俟たなければならない事項も少なくないが、いずれにしても、プラスチック製容器包装の再商品化手法については、経済性・効率性を重視すべきであると考ええる。したがって、平成22年度の入札に当たっても、将来的には「材料リサイクル手法の優先的取扱い」を撤廃することを視野に入れつつ、撤廃した場合においても落札可能な材料リサイクル業者が高く評価される仕組みとすることが望まれる。

(3) また、再商品化業務の厳格化や透明性の向上等については、その必要性は認められるものの、行き過ぎた規制強化は、再商品化業務の円滑な実施を阻害する惧れがあるばかりでなく、容リ協会の組織の肥大化や管理経費の高騰をもたらし、ひいては再商品化費用の増加を招きかねないことにも十分留意されたい。

2 各論

(該当箇所)

P2 (1) 3つめの○

○その際、材料リサイクルの処理能力（落札可能量）総計が市町村申込量の総計を下回っていたが、材料リサイクル事業者の入札について対象地域や総量、品質等の制約、基準を特に設けなかった。この結果として、材料リサイクル事業者における落札地域、数量、価格等の面での強い競争環境が回避され、技術の進展等を促したと考えられるが、一方で新規参入、能力増強が相次ぎ、材料リサイクルの落札量が、予想を超えて急激に拡大した。

(修正意見)

○その際、材料リサイクルの処理能力（落札可能量）総計が市町村申込量の総計を下回っていたが、材料リサイクル事業者の入札について対象地域や総量、品質等の制約、基準を特に設けなかった。この結果として、材料リサイクル事業者における落札地域、数量、価格等の面での強い競争環境が回避される中で、技術の進展等を促したと考えられるが、一方で新規参入、能力増強が相次ぎ、材料リサイクルの落札量が、予想を超えて急激に拡大した。

(理由)

技術革新は厳しい競争環境の中で進むことが一般的であり、競争を回避することは、技術開発の進展を停滞させることとなる。競争環境が回避されたことにより高い収益性が見込まれた結果、材料リサイクル事業者の新規参入や能力増強が行われてきたものと考えらるべきである。

(該当箇所)

P5 (5) 1つめの○

○今般の合同会合におけるヒアリングにおいては、材料リサイクル手法の優先的取扱における品質基準の導入により、再商品化製品の品質が向上していることが報告され、一定の品質での安定供給への期待が示された。また、選別や成形における技術開発等により、ヴァージン樹脂の代替として機能する例も報告され、「プラスチック製品の原材料を代替するような資源性の高い再商品化製品」の供給・利用の取組が進んでいる例が報告された。

(修正意見)

○今般の合同会合における主に材料リサイクル事業者を対象としたヒアリングにおいては、材料リサイクル手法の優先的取扱における品質基準の導入により、再商品化製品の品質が向上していることが報告され、一定の品質での安定供給への期待が示された。また、選別や成形における技術開発等により、ヴァージン樹脂の代替として機能する例も報告され、「プラスチック製品の原材料を代替するような資源性の高い再商品化製品」の供給・利用の取組が進んでいる例が報告された。

(理由)

材料リサイクルにおける品質の向上や資源性の高い再商品化製品の供給の進展等、上記の報告内容については、異論のある関係者も少なくないと思われる。材料リサイクルの公正な評価を行うためにも、本合同会合のヒアリングにおける報告者を明らかにしておくことが必要である。

(該当箇所)

P5 (5) 2つめの○

○材料リサイクル手法の優先的取扱いの適否については、引き続き議論を行うこととするが、合同会合取りまとめ以降もその適否に関する結論を否定する事実も判明していないことから、本年夏以降の議論に先立ち、平成22年度入札手続を検討するに当たっても、再商品化の効率化を図りつつ、再商品化手法の質の向上を図られるような手続を措置することが適当である。

(修正意見)

○材料リサイクル手法の優先的取扱いの適否については、引き続き議論を行うこととするが、~~合同会合取りまとめ以降もその適否に関する結論を否定する事実も判明していないことから、~~本年夏以降の議論に先立ち、平成22年度入札手続を検討するに当たっても、再商品化の効率化を図りつつ、再商品化手法の質の向上を図られるような手続を措置することが適当である。

(理由)

材料リサイクル手法の優位性がないことがP4(4)環境負荷の低減等に係る科学的分析2つめの○に記述されており、「合同会合取りまとめ以降もその適否に関する結論を否定する事実も判明していないことから」との記述は事実と反する。

(該当箇所)

P6 (2) 2つめの○

○これまでの落札結果の動向も踏まえて、暫定的に、優先枠を市町村申込量の50%とする。

(修正意見)

○これまでの落札結果の動向も踏まえて、暫定措置として約に平成22年度入札においては、優先枠を市町村申込量の50%とする。

(理由)

「優先枠を市町村申込量の50%とする。」のは、平成22年度限りの暫定措置とし、平成23年度入札には、本年夏以降に行われる中長期的課題の検討の結果を適切に反映させる必要がある。

(該当箇所)

P10 ② 4つめの○

- 特定事業者は、再商品化義務を負う立場であり、容器協会への再商品化委託金の支払によって再商品化義務の履行とみなされることに甘んじることなく、再商品化製品の利用が拡大するような取組を行うことで、再商品化による循環を円滑化させ、同時に制度の信頼性の向上にも寄与できると考えられ、まずは再商品化製品の利用実績について公開していくことが望まれる。

(修正意見)

~~特定事業者を含め広く事業者は、再商品化義務を負う立場であり、容器協会への再商品化委託金の支払によって再商品化義務の履行とみなされることに甘んじることなく~~、再商品化製品の利用が拡大するような取組を行うことで、再商品化による循環を円滑化させ、同時に制度の信頼性の向上にも寄与できると考えられ、まずは再商品化製品の利用実績について公開していくことが望まれる。

(理由)

容器包装リサイクル法（第4条）によれば、再商品化製品の使用は、特定事業者に限らず、すべての事業者の責務とされており、特定事業者だからといってその責務が過重に課される訳ではない。

(該当箇所)

P11 ③市町村による分別収集の質の向上の促進

- 分別基準適合物の質の向上について、改正容器包装リサイクル法に基づく資金拠出制度により、質の高い分別収集を促しているところであり、洗淨が困難なラップ類等再商品化が困難なものの除去を促すよう、市町村に対しガイドラインにより周知する。

(修正意見)

- 分別基準適合物の質の向上について、改正容器包装リサイクル法に基づく資金拠出制度により、質の高い分別収集を促しているところであり、付着した汚れの洗淨が困難なラップ類等再商品化が困難なものの除去を促すよう、市町村に対しガイドラインにより周知する。

(理由)

質の高い分別適合物とするためには、汚れの付着した容器包装の排除が大切であることをより明確にする必要がある。

(該当箇所)

P11 4. 中長期的課題について

中間取りまとめ以降の中長期的課題の議論においては、以下の点を検討し、概ね来夏頃までに結論を得られるよう議論を進める。

(修正意見)

中間取りまとめ以降の中長期的課題の議論においては、以下の点を検討し、~~概ね来夏頃~~平成23年度入札に反映させるべく、平成22年6月までに結論を得られるよう議論を進める。

(理由)

中間取りまとめ以降の中長期的課題の議論の中で取りまとめられた結論は、平成23年度入札に反映されるようなスケジュールで議論を進めるべきである。